

広島県知事 湯崎英彦様

2018年7月27日

日本共産党広島県委員会
委員長 村上昭二
参院選挙区予定候補 高見篤己広島市議員（東区県議予定候補）辻 恒雄
村上厚子

豪雨災害にかかる緊急の要望書

7月6日～7日に県内を襲った豪雨は、死者107人、住宅被害1117棟、避難者数1061人、今だに行方が分からぬ人が7人（7月25日現在）という、県内全域に及ぶ未曾有の災害となりました。被災者支援・災害復旧へのご尽力に敬意を表します。

日本共産党は災害発生直後から国会議員、地方議員を先頭に県内各地で被災者の要望を聞き、避難所の環境改善などの声を市町に届けてきました。泥出しなどのボランティア活動、被災者に食料や水を直接届ける活動もを行い、国会議員と共に政府交渉もしてきました。それらの活動を踏まえ、被災者にとっていま緊急に対応が求められる問題について要望をさせていただきます。

記

1. 避難が長期化することが考案される。避難所をはじめ、あらゆる避難先の生活環境改善の要望にこたえること。

①避難所を「健康で文化的な生活」にふさわしい場所とすること

- ・冷房、温かい食事、入浴、保健師の派遣、プライバシー、ペットなど普通の生活が送れる場所とすること

②避難できない被災者への手立てを整えること

- ・被災家屋、親類宅などで避難生活を余儀なくされている被災者に、避難所と同等の食料、水、必要物資などを保障すること

- ・被災家屋に住み続けている高齢者が、電気料金の節約のためにクーラーをつけずに過ごしていることがある。被災者の電気、ガス、水道、電話料金などの軽減・免除を行うこと。
- ・断水が続いている地域住民への給水の確保、近隣自治体や民間のスーパー銭湯などの入浴施設の利用など働きかけること。

③福祉避難所、介護避難所、見なし避難所、親子避難者など多様な要求にこたえること

2. 民家に入った土砂の撤去について

「住居又はその周辺の土石などの障害物の撤去」は災害救助法によって国庫補助の対象となっている。「住居またはその周辺」について内閣府文書は「居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関」としている。多くの市町は民地・家屋内の土砂を撤去の対象としていない。法の趣旨を市町、被災者に徹底すること。全額公費負担とし、納屋なども対象にすること。

3、環境省は、全壊となつた家庭や宅地内に堆積した土砂混じりのがれきの撤去費用は、領収書や写真（作業前後の現場写真）などがあれば全額補助するとしている。環境省通知を市町、被災者に徹底し、被災者の救済につながるようにすること。

4. 罹災証明の発行について

- ・政府は「罹災証明書は、被災者の生活再建・住宅再建に向けての重要な基礎的資料であり、これを迅速に交付するためには、速やかに被害認定調査を実施する必要がある」としている。ところが、「罹災証明書が出るのは数ヶ月先。町役場には毎日たくさんの被災者が押し寄せている、担当者は『年内』としか約束できないと言った」という状況がある。県として実情をつかみ、必要な職員を派遣するなどして迅速な交付につとめること。
- ・避難所で罹災証明の手続きができるようによること。高齢の被災者など役所に出向くことができない場合、家庭を訪問して申請を受け付けること。
- ・内閣府文書は「浸水により畳が浸水し、壁の全面が膨張しており、さらに、浴槽などの水回りの衛生設備等についても機能を損失している場合等には、一般的に『大規模半壊』又は『全壊』に該当する」「半壊」であっても、やむを得ず住宅を解体する場合には、『全壊』と同様に取り扱うことになるが、浸水等の被害により、流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合には、『やむを得ず解体』するものとして、『全壊』と同様に取り扱う」としている。このことを、市町にも被災者にも周知すること。
- ・被害認定に不服がある場合、再調査を依頼できることを被災者に周知徹底すること。

5. 住宅の応急修理、みなし仮設、仮設住宅について

- 「住まいは人権」である。住宅の被害は12000軒以上にのぼっており、住み慣れた家を失つた被災者にとって住宅の確保は大きな問題である。
- ・応急修理は、罹災証明発効前に行った場合や認定業者以外への発注も認めること。
 - ・応急修理によって住めるようになるまでの間、みなし仮設に入居できるようにすること。
 - ・仮設住宅はプレハブではなく、全国木造建設事業協会との協定も生かして、国産材を使った木造一戸建てとし、地元業者に発注して地域経済の活性化にもつなげること。
 - ・応急修理の限度額584000円、みなし仮設、仮設住宅の供与期間2年は増額、延長を求ること。
 - ・被災者生活再建支援法は、支給される金額が少なく、適用される対象も狭く、被害の実情に見合っていない。「半壊」なども対象にして支援金を現行最大300万円から少なくとも500万円に引き上げる。県独自の支援策も強化して、被災者が希望を持てるようにすること。
6. 小規模崩壊地復旧事業は、適用条件を人家1戸以上に緩和し、予算を増やすこと。
7. 途中で止まっている土砂崩れ、河川に堆積した土砂やゴミなど、ゲリラ豪雨や台風などでさらには災害を起こす危険がある。早急に点検・撤去すること。

8. 災害救助法の全市町への適用について

災害救助法が適用外の5市5町でも甚大な被害が生まれている。全市町が適用されるよう国に求めるごと。適用外の市町の被害について、行政の公平性の見地から、適用市町と同等の補償をすること。

9. 農家や自営業者のみなさんの被害を丁寧につかみ、国に最大限の支援を求めるとともに、関係者が将来に展望が持てるよう、県独自の対策を強めること。

以上